

栃木県教育委員会定例会会議録

平成28年4月5日(火)、栃木県教育委員会定例会を栃木県庁南別館内教育委員室に招集した。

1 出席者（教育長及び委員）は次のとおりである。

1 番（教育長）	宇 田 貞 夫
2 番	吉 澤 慎 太 郎
3 番	伏 木 由 佳 子
4 番	工 藤 敬 子
5 番	陣 内 雄 次 樹
6 番	岡 直 樹

2 議事に参与した職員は次のとおりである。

教 育 次 長	金 田 繁 夫
教 育 次 長	池 田 聖
参事（高校再編推進担当）	丹 羽 章 泰
総合教育センター所長	軽 部 幸 治
総 務 課 長	松 崎 禎 彦
施 設 課 長	江 連 隆
教 職 員 課 長	大 島 政 春
学 校 教 育 課 長	宇 梶 宏 美
特 別 支 援 教 育 室 長	中 田 誠
生 涯 学 習 課 長	猪 瀬 清 隆
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	田 代 哲 郎
文 化 財 課 長	平 野 裕
健 康 福 利 課 長	伊 藤 満
総 務 主 幹	伊 澤 純 一
人 権 教 育 室 長	鈴 木 惠 治
児 童 生 徒 指 導 推 進 室 長	赤 羽 浩
学 力 向 上 推 進 室 長	田 村 一
世 界 遺 産 登 録 推 進 室 長	羽 瀬 修

3 午後3時00分、教育長及び委員は全員出席しており、委員会は成立したので、教育長は定例会を開催する旨を告げた。

4 教育長は、教育長就任に当たって次のとおり挨拶した。

〔宇田教育長〕

- ・ 開会に際して、一言御挨拶申し上げます。
- ・ このたび、4月1日に福田富一知事より栃木県教育委員会教育長を拝命しました宇田貞夫でございます。
- ・ 御案内のとおり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が昨年4月1日に改正施行されており、私は本県の教育長としては、改正後の規

定に基づく、初の教育長となります。改正法では、これまでの教育委員長は廃止され、教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する立場となることになっております。

- ・ しかしながら、これまでのとおり、この教育委員会という合議体が執行機関であり、本県教育行政の最終意思決定機関であることに変わりはありませんので、教育委員の皆様には、これまでも増してのお力添えをお願いいたしたく存じます。
- ・ なお、会議の招集につきましては、法第14条第1項の規定では、教育長が招集することになっておりますことから、本日、平成28年度の4月の定例会を招集させていただきました。また、会議の議事進行についても、今後、教育長の私が執り行うこととなりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。
- ・ 今年度は何といても、今後5年間の本県教育の指針となる「栃木県教育振興基本計画2020－教育ビジョンとちぎ－」のスタートの年になります。「とちぎから世界を見つめ 地域とつながり 未来に向かって ともに歩み続ける人間を育てます」の基本理念の実現に向けて、そこに至る考え方や具体的な施策について、周知徹底を図っていかねばならないと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

5 教育長職務代行者の指名及び議席の決定について

教育長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、4月1日付けで、吉澤委員を教育長職務代行者に指名した旨を告げた。

また、議席については、栃木県教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、1番宇田教育長、2番吉澤委員、3番伏木委員、4番工藤委員、5番陣内委員、6番岡委員に決定した旨を告げた。

6 教育長は、本日の会議録署名委員に2番吉澤委員を指名した。

7 教育長は、本日の議案等のうち、第1号議案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を非公開で行いたい旨を諮ったところ、全出席者の賛成により非公開とすることに決定した。

8 教育長は、報告を受ける旨を告げた。

9 報告

(1) 平成29年度県立高等学校入学者選抜における「募集する生徒像」等について

教育長から説明を求められ、学校教育課長が説明した。

この報告に関して、出席者から次のような質問や意見等があった。

[委員]

- ・ 入学者選抜について、中学校の生徒への周知はどのようにしているのか。

〔事務局〕

- ・ 今回の「募集する生徒像」は冊子にして中学校に配布する。また、夏休みの一日体験学習までに「県立学校ガイド」という冊子を作り、中学校に配布して生徒達が見ることができるようにする。さらに秋以降は教員への説明会を開き、教員から生徒・保護者へ説明をするようにして周知を図ることにしている。

〔委員〕

- ・ 中学校でどのような生活を送ってきたかが評価対象にもなっている学校もある。試験に臨む中学3年生のみならず、もっと早い段階、入学した段階などで説明をすれば、中学校生活をどのように送るのかという一つのきっかけや指標にもなると思うので要望したい。

〔委員〕

- ・ 面接を行っている学校で、15分を10分にする学校があるがどういった理由からか。

〔事務局〕

- ・ 特色選抜も4年目であり、過去3年間の実績を見て、学校側で時間について詰めた結果だと思う。

〔教育長〕

- ・ 各高等学校が時間と労力をかけて作った「募集する生徒像」等であるので、学校教育課においては、きちんと中学生に周知徹底を図ってもらいたい。

(2) 「とちぎふるさと学習資料集」について

教育長から説明を求められ、学校教育課長が説明した。

この報告に関して、出席者から次のような質問や意見等があった。

〔委員〕

- ・ 前回の「みんなで学ぼう！栃木県」の使用状況は各学校から報告が上ってきているのか。

〔事務局〕

- ・ 総合的な学習の時間や学校行事などで活用しているという報告が上ってきている。

〔委員〕

- ・ 前回の「みんなで学ぼう！栃木県」は、どちらかというと低学年向けのようであり、栃木の大枠が分かって、身近な自分たちの市町に興味を持てるような内容である。また、今回の「もっと学ぼう！栃木県」は、興味を持った内容をより深く知ることができるような構成になっていて、とても素晴らしいと思った。是非活用してもらいたい。
- ・ ただ、各学校の一学年分の配布なので、授業で使うだけで回収するのが

残念である。家に持ち帰って、親と見てもらえれば、知事が進めるとちぎのブランド発信のような、もっと大きな枠で捉えられるような気がする。

- ・ 啓発リーフレットの裏面にある「とちぎふるさと学習ホームページ」にもアクセスしてみた。これも内容が素晴らしい。冊子と違って情報量を膨らませたり、動画も活用できるので、これも使いながら授業をすれば、より一層いいものになるだろうなあという感想を持った。

〔事務局〕

- ・ 確かに編集の途中で、大人向けとしてもよいとお褒めの言葉もいただいたこともあるので、親子学習の機会などで活用できるようにしていきたい。

〔委員〕

- ・ 57ページの「日本民藝美術館」の「藝」の字のように、古い漢字を残しながら、ふりがなが振ってあるのがよい。漢字には成り立ちがあり、建物自体も古い字が使っているため、それを新しい漢字で表記するとおかしくなってしまうのだが、オリジナルの表現を用いながら、ふりがなを振って分かってあげるとするのが非常によいと思う。

〔委員〕

- ・ 先生から児童生徒へ伝えるだけでなく、これをきっかけにそれぞれの地域で子どもたちが学びを深めて、例えば、自分たちの視点で掘り下げて模造紙にまとめていくこともあると思う。そうしたものをホームページにアップするなど、子どもたちが情報発信して、互いに刺激し合うという、横の展開もできると思うので、今後検討してもらえればよいと思う。

〔事務局〕

- ・ これをいかに活用するかはこれからであるので、検討して参りたいと思う。

〔委員〕

- ・ 「とちぎの百様地図」が同封されているが、百様には「宇都宮のカクテル」や「レモン牛乳」など、普通の教科書には載らないようなものもあるので、詳しい内容が書かれた「とちぎの百様図鑑」なども活用してもらえば、面白い授業ができると思う。

〔委員〕

- ・ せめて「百様地図」だけでも全員の手元にあるといいと思う。「食」や「地形」、「理科」など様々な切り口があるので、教室の壁にも貼るなど、日常的に触れられるようにするのがよいと思う。

〔事務局〕

- ・ この資料集は知事部局と相談しながら作るなかで、「とちぎの百様」の地図を盛り込むことにしたものである。こういった意見も知事部局へ伝えるようにする。

〔委員〕

- ・ 前回の「みんなで学ぼう！栃木県」の表紙裏には、県章、県民の日、県民の歌の記載があるのに、今回の表紙裏が白紙なのはもったいない。もし増刷するときにあれば検討してもらいたい。

〔教育長〕

- ・ 非常にいい御指摘をいただいたと思うので、検討をお願いしたい。

(3) 子どもの体力向上ハンドブック「とちぎ元気キッズ チャレンジプログラム」について

教育長から説明を求められ、スポーツ振興課長が説明した。

この報告に関して、出席者から次のような質問や意見等があった。

〔委員〕

- ・ 冊子の大きさは適当だと思う。
- ・ 表紙のタイトル「投・走・跳」と下の絵がシャッフルされているのは何故か。

〔事務局〕

- ・ 「投」が一番重要ということで、絵を真ん中に持ってきて背景を黄色くしたものである。「走」と「跳」については意図的なものはない。

〔委員〕

- ・ 各小学校へ6冊ずつ、各幼稚園・保育園には2冊ずつ配布するとの説明だが、資料には子ども会活動や公民館活動などでも活用するとある。地域でこういった活動をしている方たちへは配布しないのか。

〔事務局〕

- ・ 青少年教育施設や放課後こども教室、社会教育団体へも配布を考えている。

〔委員〕

- ・ 今後の普及・啓発活動で指導者講習会は教諭を対象としているが、地域で活動している方は対象としないのか。

〔事務局〕

- ・ 現在のところは考えていないが、総合型地域スポーツクラブ等の指導者等も含めて、今後考えていきたいと思う。

〔委員〕

- ・ 幼稚園・保育園・小学校ではこれを集中してやる時間はなかなか取れないのではないかと思う。そうであれば、地域の指導者へもしっかりと周知を図ることが有効ではないかと思う。

〔委員〕

- ・ スポーツというとすぐに勝ち負けに観点が行きがちだが、このプログラムには、幼児や小学生が体の動かし方を身につけるのに丁度よい取組がたくさん載っており、とてもよいと思う。
- ・ 学校にこういったことを教えるレクリエーションの指導者などがいるとよいと思う。

〔事務局〕

- ・ 総合型地域スポーツクラブの指導者を小学校へ派遣するというところに現在力を入れているところである。

- 10 教育長は、一部順番を入れ替え、審議に移る旨を告げた。
- 11 第2号議案 平成29年度栃木県立高等学校入学者選抜要項について
第2号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
この議案に関して、出席者から質問や意見はなかった。
- 12 第3号議案 平成29年度栃木県立中学校入学者選考要項について
第3号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
この議案に関して、出席者から次のとおり質問や意見等があった。

〔委員〕

- ・ 義務教育学校の前期課程がいわゆる小学校の6年間を意味して、後期課程が中学校の3年間を意味するというところで言葉の定義はよいのか。

〔事務局〕

- ・ 法律の定義上、そのとおりである。
- ・ 運用面では、弾力的に9年間を割り振ることができるかとされている。

〔委員〕

- ・ 矢板東高等学校附属中学校は、毎年男女比に偏りが出てきてしまい、男子が少ない。何とか附属中学校の良さをアピールして受験者数が増えるようにしていてもらいたい。

- 13 第4号議案 平成29年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜要項について
第4号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
この議案に関して、出席者から次のとおり質問や意見等があった。

〔委員〕

- ・ 中等教育学校の前期課程というのは、いわゆる中学校の3年間に該当するというところでよいか。

〔事務局〕

- ・ 法律の定義上、そのとおりである。

- 14 教育長は、第1号議案については、先の決定のとおり、会議を非公開で審議する旨を告げた。
- 15 第1号議案 平成28年度栃木県教科用図書選定審議会委員の任命について第1号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
- 16 教育長は、以上で本日の会議を終了することを告げ、午後4時00分、閉会した。